

## 平成 22 年 11 月 18 日 総務委員会

○**小林委員** 私の方からは、初めに三宅島のエンデューロレースについてお伺いをさせていただきます。

先般、三宅島で、オフロードのバイクレースでありますエンデューロレースが初めて開催をされました。当日は大変穏やかな天気にも恵まれて、島民はもちろん、本土からも多くの観客が集まって、選手たちに声援を送ってくれたというふうにも伺っております。

この三宅島のバイクイベントですが、噴火災害からの復興の起爆剤として三年前から開催されてきて、今回が四回目となります。

これまでは、レーシングバイクのパレードという形でのイベントを実施してきたわけですが、ことしはオフロードのバイクレースという形になりました。今回、これまでのイベントとは異なる本格的なレースを初めて開催したということで、離島である三宅島ならではの困難な面もあったというふうに思います。

そこで、今回のレースを開催するに当たって、こうした困難を克服するためにどのような工夫をされてきたのか、初めにお伺いをさせていただきます。

○**榎本事業調整担当部長** 今回のレースの目的の一つといたしまして、レースに参加する多くのライダーが三宅島を訪れることにより、これまで以上に三宅島を知ってもらうという機会をふやすことが挙げられます。

そのためには、より多くのライダーがレースに参加しやすい環境を整えることが大きな課題でありました。例えば本土でのレースでは、自家用車にバイクを積載いたしまして、車で直接レース場に向かうことが一般的でございますが、三宅島の場合、バイクを積載した車を船でそのまま島に搬送することが困難でございます。

また、これまでのイベントでは、貨物輸送の関係上、一週間前にバイクを預けるという形をとっておりましたが、そのことが参加ライダーの負担になるというふうに考えられました。そこで今回のレースでは、こうした負担を軽減いたしますために、バイクの搬送を参加者と同日の貨物便に設定いたしまして、バイクと一緒に島に渡れる配慮を行いました。

また、離島であります三宅島ではレース会場を事前に下見することが困難でありますため、公式ホームページにレース会場の動画を掲載いたしまして、参加者が事前にコースを確認できるようにいたしました。

このような取り組みによりまして、遠方からの参加者も含め、募集の開始から数日で、参加定員に達するほどの応募があったところでございます。

○**小林委員** さまざまな工夫がなされているということございまして、このような取り組みは、ほかの島でのイベントにおきましてもノウハウとして大変に大きく活用していけるというふうに思いますので、ぜひとも今後も工夫をしていただきたいと思います。

本土から多くの方々がお見えになるイベントでは、三宅島の魅力を十分に感じることができるコンテンツやイベント内容が、重要になると思います。今回のイベントでは、レースの参加者だけではなく、観客向けに観光ツアーなどを設定し、三宅島の魅力を伝える取り組みがあったというふうにも伺っております。

そこで、今回のツアーの内容と、三宅島の魅力を伝える取り組みについて、お伺いをいたします。

○**榎本事業調整担当部長** 今回のイベントでは、レース以外にも、三宅島をバイクでめぐるオフロードバイクツアーや、ガイドつき観戦ツアーを設定いたしました。

オフロードバイクツアーでは、島の景観を楽しみながら、三宅島ならではのオフロードコースの体験走行や林道走行など、自分の愛車で島内を走行していただきました。

またガイドつき観戦ツアーでは、レース翌日の半日間を活用いたしまして、大路池やアカココ館など島の観光スポットや、島の特産品を販売する島市などをガイドが案内いたしまして、短い日程の中で効率的に、レースと島の観光の両方を楽しんでいただきました。

○**小林委員** ありがとうございます。

過去三回の取り組みを踏まえて、ことしは、さまざまな工夫を凝らした上でのレースが実現されたというふうに思いますけれども、最後に、初めてレースを行った今回のイベントの成果についてお伺いをいたします。

○**榎本事業調整担当部長** 今回は、雄山の中腹に設置いたしました会場で八百名以上の観客がレースを堪能し、参加者からは、三宅島でしか味わえない、火山の風景を疾走するコースを評価する声や、今回のイベントを契機に三宅島の持つ多様な魅力を実感できたといった多くの声が寄せられております。

また、レースの報道やインターネット中継によりまして、火山とともに生きる島の姿や、レース会場での温かいもてなしの心など、三宅島の魅力も広く伝えることができたと考えております。

こうしたことから、初めての試みとなりました今回のレースは、三宅島の振興に対して大きな成果があったと考えております。

○**小林委員** ありがとうございます。

今回のレースをきっかけといたしまして、多くの方が島を訪れ、また、島民との触れ合いや、食や文化などの三宅島の魅力を味わうことによって、バイクレースだけでなく、釣りやバードウォッチングなど、さまざまな楽しみ方で三宅島に観光客が戻ってくることになることが、一番望ましい形ではないかというふうに思います。今後もぜひこうした形で、三宅島の振興を図っていただきたいと思います。

続きまして、人権施策について質問させていただきます。

先ほど西崎委員の方からも質問がございましたので若干趣旨がかぶる点もあるかもしれませんが、何点かお伺いをさせていただきます。

人権を辞書で調べますと、人の権利、また人間が人間として当然に持っている権利というふうに訳されておりますが、非常に幅広く奥の深いテーマであると思います。人類の歴史を振り返っても、常に人権がその根底にあり、人類史は人間の権利というものを追求してきた歴史ともいえます。歴史の先人が闘い、勝ち取ってきた人権が今日に輝く中、いまだ人権問題は山積し、また時代を反映した新たな人権問題も生じております。

例えば、インターネットにおける人権じゅうりんが、一つの例であるというふうに思います。

以前、心ない自分の写真を無理やり撮影され、その写真をインターネットによって掲載された女性とお会いをしました。その女性の苦しみ、悲しみ、怒り、だれに見られているかわからない恐怖、それは想像を絶するものであり、ぬぐいがたい深い傷を心に負っておられました。ただ声高に人権を守れというのではなく、実際に当事者にお会いし、その表情、言葉、心に触れて、初めて、その人の苦しみのほんのわずかではありますが、触れることができるんだというふうに思いました。この方とお会いしまして、人権とは何か、この女性の人権をどう守っていくのか、そして、このような一人の人間の人生がじゅうりんされる社会をどのように変えていくのかということ、深く考えさせられました。

私たちは、人間とは何か、人権とは何かをいま一度考え、人間一人一人の尊厳、そして人権が最大に尊重される二十一世紀の社会を築いていかねばならないというふうに考えます。その上で、人権部が取り組まれている人権施策の推進は地道なものではあるかもしれませんが、大変に重要な、ある意味、政治の根本を支える取り組みであるというふうに思います。

そこで初めに、都は平成十二年に東京都人権施策推進指針を策定し、首都東京の人権問題に取り組んでこられました。どのような基本理念また哲学のもと、人権施策に取り組んできたのかをお伺いいたします。

**○荒井人権部長** 東京都人権施策推進指針は、東京都が推進する人権施策の基本理念として、人間の存在や尊厳が脅かされることなく、みずからを律する自立した個人が権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い、都民が世界に誇れる東京をつくと定めています。また、人権施策が目指す東京の方向として、安心して暮らせる東京、自由を享受できる東京、機会の平等を約束する東京などの方向性を示すとともに、都が取り組むべき事業を、救済・保護、啓発・教育、支援・助成の三つの観点から整理し、体系化しております。

都においては、この指針の策定以降この理念に基づき、その後の社会状況等に応じながら、人権施策の推進に取り組んでいるところでございます。

**○小林委員** 人権施策推進指針でありますけれども、平成十二年十一月に策定されましたので、ちょうど満十年を迎えます。

十年一昔といいますけれども、この間、時代状況も大きく変化をし、新たな人権問題も起こっております。

十年が経過をし、指針の改定の必要性について、都の見解をお伺いいたします。

**○荒井人権部長** 指針策定から十年が経過しておりますが、指針に定める基本理念は普遍的であり、現在もなお有効なものとして認識しております。また指針に基づく個々の事業については、進捗管理を行って新たな事業を追加するなど、社会状況等に応じた施策の見直しを実施してきました。

しかしながら、国における人権施策の取り組みや、東京における人権問題の状況など、社会状況の大きな変化があった場合には、指針の見直しについても検討すべきものと考えております。

現在、国においては、人権侵害に対する救済制度に関する検討がなされていると聞いており、制度が大きく変わる場合には、都の人権施策にも大きな影響を及ぼすことが想定されます。

このため、都としては引き続き、こうした国の動向などを十分注視してまいります。

○**小林委員** 今ご答弁にありましたとおり、社会状況の大きな変化があった場合には指針の見直しについても検討すべきである、また国の人権施策の動向を注視していくというご答弁でありましたけれども、東京は首都という性質上、複雑多様な人権の問題が生じているというふうに思います。その意味で、やはり首都東京は、人権問題について敏感に迅速に状況をつかみ、的確な施策を講じていく必要があると考えますので、国の動向を注視していくのはもちろんでありますけれども、ぜひとも人権問題を鋭敏にとらえる感覚を持って、先駆的な施策を推進していただきたいと思います。

次に、現在、都の監理団体である財団法人東京都人権啓発センターではさまざまな事業を行っておりますが、東京都とどのような役割分担のもとに人権啓発を行っているのか、お伺いをいたします。

○**荒井人権部長** 都においては、都民に、高齢者、子ども、同和問題などの人権課題への理解を深めていただくため各種の啓発冊子を配布するとともに、国や区市町村などと連携して、人権週間行事や人権フォーラム、憲法週間行事などを共催しております。

一方、都の監理団体であり、都の人権施策を支援、補完する立場にあります財団法人東京都人権啓発センターでは、都民の人権意識の高揚を図るため、都の人権啓発の拠点として設置いたしました東京都人権プラザの管理運営を受託し、都における人権相談を一元的に実施するとともに、人権に関する展示や図書資料の提供などを行っております。

また、独自事業として、人権に関する講演や講座の開催、情報誌の発行、企業等への研修講師の派遣、さらには人権研修指導者の養成事業などを行っております。

○**小林委員** 今ご答弁にありました人権相談については、東京都人権啓発センターにおいて一元的に実施をしているということでございますけれども、センターの人権相談の状況についてお伺いをいたします。

○**荒井人権部長** 財団法人東京都人権啓発センターでは、人権問題についての相談員を配置し、都民からのさまざまな相談に対応しております。

平成二十一年度の相談受け付け実績は千四百二十件に上っており、人権課題別に見ますと、障害者、女性、高齢者に関するもののほか、近隣同士のトラブル等の生活一般にかかわる問題が多くなっております。実際にあった相談事例としては、同和問題を口実として企業などに不当な圧力をかける、えせ同和行為への対応に関する相談なども含まれております。

同センターによれば、相談内容は、相談者みずからが問題を解決していくためのアドバイスや、より適切な窓口の紹介などが多く、また、相談員が相談者の話を丁寧に聞きながら問題点を整理していくことで解決の糸口を提示していく、こうしたことのために、二時間を超える対応となるケースも少なくないということでございます。

○**小林委員** 非常に多岐にわたる相談が寄せられているということでございますけれども、センターの相談窓口においてすべてを解決していくことは、大変に困難なことであるというふうに思います。

多様な相談に際して相談者が安心できるような解決を導くために、ほかの相談機関との連携な

どは図られているのか、その状況をお伺いいたします。

○荒井人権部長 専門性の高い相談に的確に対応するためには、速やかに適切な専門機関を紹介する必要があり、その点からも、相談機関相互の連携は不可欠であると認識しております。

このため都においては、東京都児童相談センター、東京都女性相談センター、東京法務局、東京労働局、警視庁等の関係行政機関で構成する人権相談機関連絡協議会を設置いたしまして、相談機関相互の連携と相談業務の充実を図っているところでございます。

○小林委員 最後になりますけれども、来る十二月四日から、平成二十二年度の人権週間が始まります。

世界人権宣言が十二月十日に採択されたことにちなんで、毎年この時期に人権週間として取り組んでこられましたが、その取り組み状況についてお伺いをいたします。

○荒井人権部長 東京都におきましては人権週間の期間中、啓発ポスターの掲出やテレビスポット広告、ラッピングバスの走行などを行うとともに、「広報東京都」十二月号では人権週間特集を掲載することとしております。

また、国や区市町村等と共催し、人権週間啓発行事を実施しておりまして、今年度は、十二月七日に調布市でトーク・アンド・コンサートと映画の集いを、また十二月九日には北区で講演と映画の集いを、それぞれ千人規模で開催する予定でございます。

財団法人東京都人権啓発センターにおいては、独自の人権啓発ポスターの作成や、夜間の人権法律相談などを実施するほか、都と連携して各種の啓発行事を行います。

このように、十二月の人権週間の機会をとらえ、都と財団法人東京都人権啓発センターとが一体となって啓発事業を展開し、人権意識の高揚を目指してまいります。

○小林委員 ありがとうございます。

苦しんでいる人がいる限り、自分も安閑としてはいられない、この感覚こそ人権意識の核である、こうつぶった詩人がおりました。私は、この言葉は人権施策に取り組んでいく中で、絶対に忘れてはならない根本の哲学であるというふうに思っております。そして、苦しんでいる人がいる限り自分も安閑としてはいられないというのが、政治の原点ではないかというふうに思っております。

全庁的な視点に立って、非常に広範な、また複雑多様な人権という問題に対して、大変なご苦労をされながら取り組んでいることと思っておりますけれども、ともどもに、人権を守り抜く人間尊重の東京、そして、ともに生き、支え合う共生都市東京を構築していきたいと願っていただき、私の質問を終わります。ありがとうございます。